

答 申

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会

今、我が国は、人口減少や少子超高齢化の進展など、社会構造の大きな転換期に直面しております。

そのような中、「ナイトタイムエコノミー」については、海外において先駆的な取り組みがなされており、また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催も踏まえ、国においても、外国人観光客増加を契機とした、「新たな観光コンテンツ」としての「健全な夜間市場」創出の動きや、先進自治体における様々な取り組みが始まっているところであると認識しております。

千葉市においても、昨年度に実施された、実証実験を含む外部調査結果を踏まえ、地域経済の活性化及び夜間におけるにぎわいの創出を実現することを目的とした、千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度（以下、「支援制度」という。）が制定され、民間事業者が主体となった、新たなナイトコンテンツの創出を行っていくこととなりました。

当審議会においては、平成31年4月19日に開催した、第1回審議会にて、支援制度に係る募集要項や審査要領等、募集内容や審査基準について審議をいたしました。

審議の結果、諮問のあった対象事業の募集及び審査については、募集要項及び審査要領の一部を後述のとおり修正の上、支援制度における対象事業の募集・審査を実施することが適切であると判断します。

なお、審議の際に出されました、今後の支援制度運用にあたっての意見や要望もあわせて記載しておりますので、市におかれましては十分検討・精査の上、この制度が民間事業者の意欲醸成に資するものとなり、もって千葉市の夜の魅力的な空間づくりや地域経済活性化に大きく資する事業として成長させていく事を要望します。

1 募集要項（案）について

諮問の通り、対象事業について、令和元年5月15日～6月28日までの募集を行うことが妥当であると考えますが、以下の内容を修正すべきであるものと判断します。

(1) 「5 対象事業（1）」について

千葉市からの財政的支援を、当該事業について、受けていないことが支援対象であることが事業者に対して明確に伝わるよう、記載を加筆すること。

(2) 「5 対象事業（5）」について

昼間に行っているコンテンツ・イベントを夜間の時間帯に拡充していくものについても対象であることが事業者に対して明確に伝わるよう、記載を加筆・修正すること。

(3) 「5 対象事業（8）」について

屋外のコンテンツ・イベントなどの他、夜の時間を用いた屋内での特徴的な文化コンテンツ・イベントも支援対象事業であることが事業者に対して明確に伝わるよう、記載を加筆・修正すること。

(4) 「6 支援内容（2）補助金交付」について

大規模イベントのみならず、比較的小規模ではあるものの、特徴的なコンテンツ・イベントも支援対象となることが事業者に対して明確に伝わるよう、事業費の下限（目安）額を記載するよう、記載を加筆すること。

(5) 「9 審査（2）プレゼンテーションについて オ 審査基準」について

後述、審査要領（案）の加筆・修正にあわせる形で記載を加筆・修正すること。

その他、募集や今後の事務や制度の運用にあたっては、以下の点を注意・改善頂きますよう、検討をお願いします。

(1) 「桜」などの自然資源を活かしたコンテンツ・イベントも重要であるものと考えられることから、春に実施されるコンテンツ・イベント等も対象となるよう、今後の公募にあたってはスケジュールやスキームを検討して頂きたいこと。

(2) 補助金申請の煩雑さが、特に小規模事業者の参入意欲を損なうことが無いように、他都市の事例も参考に改善や簡素化を検討して頂きたいこと。

また、多くの事業者の応募を促す意味合いからも、申請書作成支援等の、事務面での支援を検討して頂きたいこと。

(3) 今回の事業者からの応募結果も踏まえ、今後、ソフト事業・ハード事業の支援割合やその内容については、ニーズに対応し、変更も含めて弾力的に対応をして頂きたいこと。

2 審査要領（案）について

諮問の審査要領（案）につきましては、審査方法や評価項目について、以下の通り修正の上実施することが適切であるものと判断します。

- (1) 審査にあたっては、提案事業の大枠についての判断を行った後、各評価の着眼点に適っているかを審査した方が適切であると思われることから、採点は、評価項目毎に実施することとすること。なお、評価項目は6項目程度が適切であるものと思われること。
- (2) (1)に関連し、提案事業全体についての評価項目を新設すること。
- (3) 実現性や継続性については重要であることから、両項目に重点的に配点を行うこと。なお、実現性は新規事業であることも勘案し、特に重要であると思われることから、全体の3割程度の配点を行うこと。
- (4) 新たなコンテンツ・イベントを実施するにあたって、どのように認知をさせ、集客の仕組みを構築していくかは重要であると考えられることから、「プロモーション」の評価項目を新設すること。
- (5) 「独自性」という名称は、応募する事業者が「目新しさ」を強く意識するあまり、継続性の観点からの検討が不足する可能性があることから、「企画力」という名称に変更したほうが良いと思われること。
- (6) 「経済効果」という名称は、統計上の経済波及効果の算出が必要になるのではないかと、事業者に誤解を与える可能性がある表記であることから、「消費につながる仕組み」と名称を変更したほうが良いと思われること。
- (7) (1)～(6)の審査方法及び評価項目の変更に伴い、評価の着眼点について、重複等が無いように、整理をする必要があること。

その他、審査方法や評価項目にあたっての意見は以下の通りとなりますので、千葉市におかれましては、これらを参考に今後の改善を検討して頂きますよう要望します。

- (1) 千葉市でナイトタイムエコノミーを推進する上で、事業に期待することを明確にすること、また、地域性や地域のイメージをいかに活用していくかを重視していく必要があること。
- (2) 地域を巻き込み、周辺事業者の理解と協力をいかに得ていくかが、実現性・継続性をはじめとした、地域への定着に資するものとなる重要なポイントであること。
- (3) ナイトコンテンツであり、安心・安全に配慮されたものであることも意識していく必要があること。